

2020年10月1日以降始期契約 傷害保険等の商品改定

対象種目によって、該当のページをご確認ください。

- ① 団体総合生活保険……………1～2ページ
- ② 総合生活保険……………3～4ページ
- ③ 特殊な団体傷害保険……………5ページ

団体総合生活保険の
2020年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2020年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 新たに販売する補償

補 償	改 定 項 目	概 要
団体長期障害 所得補償 (GLTD)	「治療と仕事の両立 支援特約(三大疾病 用)」の販売開始	従来、がん等の疾病は入院治療が主流でしたが、昨今の医療技術の進展等により、早期に通院治療に切り替え、復職されるケースが増えております。 これを踏まえ、被保険者が三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により働けなくなった場合は、早期に短時間勤務等で復職したときでも保険金をお支払いすることにより治療をしながら働き続けることを支援する「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」を発売します。
	「介護と仕事の両立 支援特約」の販売 開始	高齢化の進展に伴い、介護をしながら働いている就業者は 340 万人を超えています。 これを踏まえ、介護のために休業や短時間勤務等をした場合の収入減少を補償することにより介護離職防止につなげることを目的とした「介護と仕事の両立支援特約」を発売します。
	「認知症・メンタル疾 患補償特約(精神 障害補償特約(D))」 の販売開始	現在販売している「精神障害補償特約」では補償対象外としている、アルツハイマーや発達障害の症状悪化等による就業障害も補償対象とする「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」を発売します。
がん補償	「がん再発転移補償 特約」の販売開始	がん患者の多くは再発や転移に対する不安を抱えておられますが、従来のがん保険(がん診断保険金)では、治癒する前の転移や短期間のうちに再発した場合等は保険金をお支払いできませんでした。 これを踏まえ、所定の治療を受けたがんが再発または転移した場合に、治癒・寛解の有無や再発・転移までの経過期間に関わらず保険金をお支払いする「がん再発転移補償特約」を発売します。
	「がん生活支援特 約」の販売開始	医療技術の進展によりがん罹患後の生存率は向上しておりますが、治療の長期化に伴い QOL 維持のために必要となる外見ケアや日用品等の間接費に備えるための商品がありませんでした。 これを踏まえ、以下の①または②に該当した場合に、毎年1回、最長で10年間(10回)に亘り保険金をお支払いする「がん生活支援特約」を発売します。 ①がんと診断されたとき ②毎年所定のがん治療を受けたとき

2 主な改定ポイント

(1) 各補償共通の改定内容

補償	改定項目	概要
各補償共通	民法(債権法)改正に伴う約款改定	民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。
	「同一業種の団体」における被保険者の範囲の拡大	所定の団体における「同一業種の団体」に関する被保険者の範囲を拡大し、「 <u>団体構成員の親会社、子会社または関連会社の役員、従業員およびこれらの方の家族</u> 」についても「被保険者本人」として引受け可能とします。

(2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					
①こども傷害補償	②所得補償	③団体長期障害所得補償(GLTD)	④医療補償	⑤がん補償	⑥介護補償

変更する補償						改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥		
○	○	○	○	○	○	約款上の疾病等に関する定義(ICD等)の改定および「がん」の定義の見直し	約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「国際疾病分類一腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。 また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類一腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「がん」に含むこととします。
		○				「免責期間中の一部復職」に関する取扱いの変更	免責期間中に一部復職した場合、現在は「7日以内かつ医師の診断に基づくりハビリまたは引継等のための一部復職」に限り就業障害が継続しているとして取扱っていますが、7日以内の一部復職の場合は事由を問わず就業障害の日数が継続する取扱いに変更します。
		○				業種(事業種類)コードの最新化	契約者の業種(事業種類)を特定する際に使用する「日本標準産業分類(総務省発行)」を「平成14年3月改訂」から「平成25年10月改訂」に最新化します。
				○		保険料の改定	直近の保険金のお支払実態等を踏まえ、がん補償の保険料を改定します。

3 特約の販売中止

下記の特約を販売中止させていただきます。

補償	改定項目	概要
団体長期障害所得補償(GLTD)	「精神障害補償特約」の販売中止	「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」の販売開始に伴い、「精神障害補償特約」の販売を中止します。 現在「精神障害補償特約」をセットしているご契約については、更新時に「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」へ移行(自動読替)します。

このご案内は、2020年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

総合生活保険の

2020年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております総合生活保険について、2020年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 新たに販売する補償

補 償	改 定 項 目	概 要
総合生活保険 (GLTD)	「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」の販売開始	従来、がん等の疾病は入院治療が主流でしたが、昨今の医療技術の進展等により、早期に通院治療に切り替え、復職されるケースが増えております。 これを踏まえ、被保険者が三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)により働けなくなった場合は、早期に短時間勤務等で復職したときでも保険金をお支払いすることにより治療をしながら働き続けることを支援する「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」を発売します。
	「介護と仕事の両立支援特約」の販売開始	高齢化の進展に伴い、介護をしながら働いている就業者は340万人を超えています。 これを踏まえ、介護のために休業や短時間勤務等をした場合の収入減少を補償することにより介護離職防止につなげることを目的とした「介護と仕事の両立支援特約」を発売します。
	「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」の販売開始	現在販売している「精神障害補償特約」では補償対象外としている、アルツハイマーや発達障害の症状悪化等による就業障害も補償対象とする「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」を発売します。

2 主な改定ポイント

(1) 各補償共通の改定内容

補償	改定項目	概要
各補償共通	民法(債権法)改正に伴う約款改定	民法(債権法)改正により、「 <u>錯誤による意思表示</u> 」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。
	「同一業種の団体」における被保険者の範囲の拡大	所定の団体における「同一業種の団体」に関する被保険者の範囲を拡大し、「 <u>団体構成員の親会社、子会社または関連会社の役員、従業員およびこれらの方の家族</u> 」についても「被保険者本人」として引受け可能とします。

(2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償		
①総合生活保険 (傷害補償)	②総合生活保険 (こども総合補償)	③総合生活保険 (GLTD)

変更する補償			改定項目	概要
①	②	③		
○			「熱中症危険補償特約」のセット可能商品の拡大	現在、総合生活保険(こども総合補償)のみにセット可能としている「熱中症危険補償特約」を総合生活保険(傷害補償)についてもセット可能とします。
	○	○	約款上の疾病等に関する定義(ICD等)の改定	約款上、疾病等の定義に用いている「 <u>疾病、傷害及び死因の統計分類提要</u> 」「 <u>国際疾病分類－腫瘍学</u> 」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。
		○	「 <u>免責期間中の一部復職</u> 」に関する取扱いの変更	免責期間中に一部復職した場合、現在は「 <u>7日以内かつ医師の診断に基づきリハビリまたは引継等のための一部復職</u> 」に限り就業障害が継続しているとして取扱っていますが、7日以内の一部復職の場合は事由を問わず就業障害の日数が継続する取扱いに変更します。
		○	業種(事業種類)コードの最新化	契約者の業種(事業種類)を特定する際に使用する「 <u>日本標準産業分類(総務省発行)</u> 」を「平成14年3月改訂」から「平成25年10月改訂」に最新化します。

3 特約の販売中止

下記の特約を販売中止させていただきます。

補償	改定項目	概要
総合生活保険 (GLTD)	「精神障害補償特約」の販売中止	「 <u>認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))</u> 」の販売開始に伴い、「精神障害補償特約」の販売を中止します。 現在「精神障害補償特約」をセットしているご契約については、更新時に「 <u>認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))</u> 」へ移行(自動読替)します。

このご案内は、2020年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

特殊な団体傷害保険の 2020年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

特殊な団体傷害保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております特殊な団体傷害保険について、2020年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 改定する商品

- ・行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約
- ・施設入場者の傷害危険担保契約
- ・学校契約団体傷害保険

2 主な改定点

改定項目	概 要	
「熱中症を補償する特約」の販売開始	以下の商品において、「熱中症を補償する特約」を発売します。	
	商品	特約
	行事(レクリエーション)参加者の傷害危険担保契約	熱中症危険担保特約(行事参加者の傷害危険担保特約用)
	施設入場者の傷害危険担保契約	熱中症危険担保特約
学校契約団体傷害保険	熱中症危険担保特約	

このご案内は、2020年10月1日以降始期の特殊な団体傷害保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-19012-201912